



『かごしま子育て応援企業』よくある質問



※「一般事業主行動計画（次世代法）」とは、次世代育成支援対策推進法に基づく計画のことです。

Q 登録した場合、メリットがありますか。

A 企業のイメージアップになり、より良い人材の確保が期待できます。
登録マークを自社のホームページ、求人広告、名刺などにも利用できます。
県のホームページや広報誌、ハローワークなどで、企業の概要や両立支援に関する取組内容を求職者の皆さんへご紹介します。
また、県就職情報提供サイトかごJobにて子育て応援企業登録の表示をします。

Q 登録すると、「一般事業主行動計画（次世代法）」を必ず実行し、その達成状況を県へ報告しないといけなくなるのですか。

A 登録に伴う義務や報告は発生しません。
「両立支援に取り組んでいきます」ということを公表していただくだけです。

Q いつまでに登録すれば良いですか。

A 「一般事業主行動計画（次世代法）」の計画期間内であれば、いつでも登録できます。

Q 登録費用（手数料）がかかりますか。

A 無料です。

Q うちの会社は育児休業をとるような従業員もいないので、育児休業に取り組んでいません。登録しなくても良いですか。

A 子育て支援への取り組みは、育児休業だけではありません。ぜひ登録してください。
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進の取り組みは、育児休業のほかに業務の見直し、残業の削減促進、年次有給休暇の取得促進や子ども参観日の実施など多岐にわたります。
それぞれの企業のニーズに合わせて取り組むことが大切です。

Q うちの会社の「一般事業主行動計画（次世代法）」は1項目しかないのですが、登録しなくてもいいのではないかと思います。

A 「一般事業主行動計画（次世代法）」の取組の数は問いません。ぜひ登録してください。
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進の取り組みは、それぞれの企業のニーズに合わせて取り組むことが大切です。
登録していただくと、行動計画以外の取り組みもPRすることができます。

Q うちの会社は大企業ではないのですが、登録してもいいですか。

A 会社の規模は問いません。ぜひ登録してください。

Q 県外に本社があり、鹿児島支店では「一般事業主行動計画（次世代法）」を定めていないのですが、登録できますか。

A 『県内に事業所があり、常時雇用する労働者を有して事業活動を行う企業、事業所、法人、団体等』であれば、本社で「一般事業主行動計画（次世代法）」を定め、都道府県労働局に届け出ている場合も登録できます。
必要書類を添えて、県庁雇用労政課へお申し込みください。



『かごしま子育て応援企業』よくある質問



※「一般事業主行動計画（次世代法）」とは、次世代育成支援対策推進法に基づく計画のことです。

Q 労働局へ「一般事業主行動計画（次世代法）」を届け出れば、自動的にかごしま子育て応援企業にも登録されるのではないですか。

A 自動的には登録されません。県庁雇用労政課へお申し込みください。

Q 労働局へ「一般事業主行動計画（次世代法）」を届け出ていますが、かごしま子育て応援企業に申し込む場合、新たに計画を作らなければいけませんか。

A 新しく計画を策定する必要はありません。
労働局へ届け出た計画を添付して、県庁雇用労政課へお申し込みください。

Q 「両立支援のひろば」に掲載すれば、かごしま子育て応援企業に登録したことになるのですか。

A 登録したことにはなりません。県庁雇用労政課へお申し込みください。

Q 「一般事業主行動計画（次世代法）」を定めていないのですが、登録できますか。

A 「一般事業主行動計画（次世代法）」を定め、労働局へ届け出た後、県庁雇用労政課へお申し込みください。

Q 「一般事業主行動計画（次世代法）」を届け出ているかどうか分からないのですが、どうすれば良いですか。

A 労働局雇用環境・均等室（電話 099-223-8239）へお問い合わせください。

Q 子育ての関係で、すでに登録してピンク色のステッカーをもらっていますが、再度、登録しないといけませんか。

A 登録が必要となります。
ピンクのステッカーは、県と市町村が共同で取り組んでいる「かごしま子育て支援パスポート事業」のもので、主にお客様向けの子育て支援となっています。
「かごしま子育て応援企業（水色のステッカー）」は、企業内の従業員向けの子育て支援となっています。

Q 登録申込書に印鑑が必要ですか。

A 不要です。FAXやメールでもお申し込みできます。

Q 労働局へ提出した「一般事業主行動計画策定届（次世代法）」に労働局の受付印がないのですが、どうすれば良いですか。

A 労働局雇用環境・均等室（電話 099-223-8239）へお問い合わせの上、受付印のある策定届の写しをもらってください。

Q 登録申込の際、どうしても写真が必要ですか。

A 写真は、県のホームページのPR原稿に掲載するものですので、会社の建物、ロゴマークやキャラクターなど、なんでも結構です。不要な場合は、お知らせください。
お申し込みいただいた後、県でPR原稿を作成し、メールで内容の確認をお願いいたしますので、その返信の際に写真データを提出していただいて構いません。